

京都府立京都八幡高等学校同窓会会則

制定 平成19年4月1日

改正 平成22年3月1日

(名称)

第1条 本会は、京都府立京都八幡高等学校同窓会（以下、本会という）と称し、事務所を京都府立京都八幡高等学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員及び客員をもって組織する。

- (1) 会 員 京都八幡高等学校卒業生、八幡高等学校卒業生、南八幡高等学校卒業生
- (2) 客 員 京都府立京都八幡高等学校の現教職員、及び京都八幡高等学校、八幡高等学校、南八幡高等学校の旧教職員

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 会員相互の親睦と連絡
- (3) 母校の教育後援
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員の中から選出する。

- (1) 本部役員
 - ア 会 長 1名
 - イ 副会長 若干名
 - ウ 会 計 若干名
 - エ 庶 務 2名
- (2) 理 事 京都八幡高等学校卒業年度毎に1名
- (3) 幹 事 京都八幡高等学校卒業年度毎に各クラス2名
- (4) 監 査 2名
- (5) 顧 問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総括して、総会・理事会・幹事会を招集し、その議決事項を執行する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 会 計 本会の会計事務にあたる。
- (4) 庶 務 本会の記録を収集し、会内外の連絡にあたる。
- (5) 理 事 本部役員の仕事・運営を援助する。
- (6) 幹 事 本部役員と会員の連絡を図り、同期生の中軸となって、会員の意見を反映させる。
- (7) 監 査 本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (8) 顧 問 会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

(役員を選出及び任期)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、理事会に諮って後任者を会長が委嘱する。後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。なお、幹事の任期は終身とする

- (1) 会長 会員の中から理事会において選出する。
- (2) 副会長 理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (3) 会計 理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (4) 庶務 理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (5) 理事 京都八幡高等学校卒業年度毎に幹事の互選により選出する。
- (6) 幹事 卒業年度毎の各クラスから選出する。
- (7) 監査 理事会において選出する。
- (8) 顧問 京都府立京都八幡高等学校現教職員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会 本会の最高議決機関である。
- (2) 理事会 本部役員及び理事で構成し、総会に次ぐ議決機関として1年に1回開催し、予算・決算のほか議案の発議、重要事項、その他の平常の活動に関する事項を審議する。なお、理事会は総会に代わる議決機関となり、幹事会の報告をする。
- (3) 幹事会 幹事で構成し、会の発展活動を図り、会長に意見を具申する。

2 総会と理事会の議長及び副議長は、理事会において選出する。議長は議事を運営し、副議長は議長を補佐する。

(招集)

第9条 前条の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、総会の招集にあたっては開催2週間前までに会員に通知することとする。

(議決)

第10条 会議の議決は全て出席者の過半数の賛成を必要とする。

(弔慰)

第11条 歴代校長、現職教職員及び本会会長が必要と判断した会員の逝去に際しては、次のとおりに弔慰を表すものとする。

- (1) 弔慰の基準は10,000円と献花(檜)とする。
- (2) その費用は本会会計から支出し、次の理事会で報告する。

(会費)

第12条 本会の経費は、入会時に徴収する会費及び、八幡高等学校同窓会、南八幡高等学校同窓会からの寄付金を主たる収入とする。会費の額は、総会で決定する。

(活動費)

第12条の2 活動費は本会の目的達成のために支出する。但し、八幡高等学校同窓会及び、南八幡高等学校同窓会の活動費については、京都八幡高等学校同窓会より支出する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、出席理事の3分の2以上の賛成をもって成立する。

(会員の異動)

第15条 会員が住所、氏名、職業又は勤務先を変更した場合は卒業年度を明記の上、幹事又は事務所に通知することとする。

附 則

- 1 当面の間、八幡高等学校同窓会長及び、南八幡高等学校同窓会長は京都八幡高等学校同窓会副会長を務める。
- 2 当面の間、八幡高等学校同窓会の会計及び、南八幡高等学校同窓会の会計は京都八幡高等学校同窓会の会計を務める。
- 3 この会則は、平成22年3月1日から施行する。

京都府立八幡高等学校同窓会会則

制定 昭和49年3月1日

改正 昭和55年5月25日

平成17年1月8日

平成19年2月18日

平成21年10月25日

(名称)

第1条 本会は、京都府立八幡高等学校同窓会と称し、事務所を京都府立京都八幡高等学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員及び客員をもって組織する。

(1) 会 員 京都府立八幡高等学校卒業生。

(2) 客 員 京都府立八幡高等学校の旧教職員

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員名簿及び会報の発行

(2) 会員相互の親睦と連絡

(3) 母校教育の後援

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 本部役員

ア 会 長 1名

イ 副会長 若干名

ウ 会 計 2名

エ 庶 務 2名

(2) 理 事 卒業年度毎に1名

(3) 幹 事 卒業年度毎の各クラスから2名

(4) 監 査 2名

(5) 顧 問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会 長 本会を代表し、会務を総括して、総会・理事会・幹事会を招集し、その議決事項を執行する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。

(3) 会 計 本会の会計事務にあたる。

(4) 庶 務 本会の記録を収集し、会内外の連絡にあたる。

(5) 理 事 本部役員の仕事・運営を援助する。

(6) 幹 事 本部役員と会員の連絡を図り、同期生の中軸となって、会員の意見を反映させる。

(7) 監 査 本会の会計を監査し、総会に報告する。

(8) 顧 問 会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員の選出及び任期)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、理事会に諮って後任者を会長が委嘱する。後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。なお、幹事の任期は終身とする

- (1) 会長 会員の中から総会において選出する。
- (2) 副会長 総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (3) 会計 総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (4) 庶務 総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (5) 理事 卒業年度毎に幹事の互選により選出する。
- (6) 幹事 卒業年度毎の各クラスから選出する。
- (7) 監査 総会において選出する。
- (8) 顧問 京都府立京都八幡高等学校現教職員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会 本会の最高議決機関である。
- (2) 理事会 本部役員及び理事で構成し、総会に次ぐ議決機関として1年に1回開催し、予算・決算のほか議案の発議、重要事項、その他の平常の活動に関する事項を審議する。なお、理事会は総会に代わる議決機関となり、幹事会に報告をする。
- (3) 幹事会 幹事で構成し、会の発展活動を図り、会長に意見を具申する。

2 総会と理事会の議長及び副議長は、理事会において選出する。議長は議事を運営し、副議長は議長を補佐する。

(招集)

第9条 前条の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、総会の招集にあたっては開催2週間前までに会員に通知することとする。

(議決)

第10条 会議の議決は全て出席者の過半数の賛成を必要とする。

(弔慰)

第11条 歴代校長及び本会会長が必要と判断した会員の逝去に際しては、次のとおりに弔慰を表すものとする。

- (1) 弔慰の基準は10,000円と献花(楡)とする。
- (2) その費用は本会会計から支出し、次の理事会で報告する。

(会計)

第12条 本会所有の会計についてはすべてを平成22年1月31日までに京都八幡高等学校同窓会会計に繰り入れ、以後の経費については、京都八幡高等学校同窓会会計より支出する。

(会計年度)

第13条 (削除)

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、出席理事の3分の2以上の賛成をもって成立する。

(会員の異動)

第15条 会員が住所、氏名、職業又は勤務先を変更した場合は卒業年度を明記の上、幹事又は本部に通知することとする。

附 則

- 1 当面の間、八幡高等学校同窓会長は京都八幡高等学校同窓会の副会長を務める。
- 2 当面の間、八幡高等学校同窓会会計は京都八幡高等学校同窓会の会計を務める。
- 3 この会則は、平成22年3月1日から施行する。

京都府立南八幡高等学校同窓会規約

制定 昭和61年2月28日

改正 平成6年10月9日

平成22年1月24日

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は、京都府立南八幡高等学校同窓会と称し、事務局を京都府立京都八幡高等学校内に置く。

第2条（目的） 本会は、会員相互の親睦を図り、京都府立京都八幡高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員） 本会は、次の会員によって組織する。

- (1) 正 会 員 京都府立南八幡高等学校卒業生及び一時在学した者で入会を希望する者。
但し、平成18年度卒業生をもって正会員の入会を終了する。
- (2) 賛助会員 京都府立南八幡高等学校の旧教職員

第4条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 会員相互の親睦と連絡
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条（支部） 本会は必要に応じ、役員会の承認を得て地方に支部を置くことができる。

第2章 役 員

第6条（役員） 本会には次の役員を置く。

- (1) 本部役員
 - ア 会 長 1名
 - イ 副会長 2名
 - ウ 会 計 2名
 - エ 庶 務 2名
- (2) 監 査 2名
- (3) 顧 問 若干名

第7条（役員の仕事）

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総括して総会・役員会を召集し、その議決事項を執行する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 会計 本会の会計事務を担当する。
- (4) 庶務 本会の記録を集録し、会内外の連絡にあたる。
- (5) 監査 本会の財産・会計・運営を監査する。
- (6) 顧問 本会の運営に助言を与える。

第8条（役員を選出及び任期）

- (1) 会長 総会において選出する。任期は3年とし、再選をさまたげない。
- (2) 副会長・会計・庶務・監査 会長が委嘱する。任期は3年とし、再選をさまたげない。
- (3) 顧問 京都府立京都八幡高等学校の校長を通じて、現教職員に会長が委嘱する。

第9条（役員資格及び補充）

- (1) 役員は顧問を除き正会員より選出する。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、後任者を会長が委嘱する。

第3章 会 議

第10条（総会）

- (1) 総会は本会の最高議決機関であって、会長が召集する。
- (2) 総会の議長は正会員の中から選出する。
- (3) 総会の議事は、役員選出、会則改正及び本会の目的達成のための事業等とする。
- (4) 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。
- (5) 臨時総会は必要に応じて会長が召集する。

第11条（役員会）

- (1) 役員会は総会に代わる議決機関で、総会に代わって議決することができる。但し、この場合は次期総会に報告しなければならない。役員会は本部役員をもって構成する。
- (2) 役員会は総会議案の発議および平常の活動に関する事項等を審議決定する。

第4章 会計

第12条（会計） 南八幡高校同窓会は本会所有の会計すべてを平成22年1月31日までに京都府立京都八幡高等学校同窓会会計に繰入れる。以後の活動にかかる経費については京都府立京都八幡高等学校同窓会会計より支出する。

第5章 補 則

第13条（会員の異動） 正会員が住所、氏名、勤務先の変更等身に異動ある時は、すみやかに本部に報告するものとする。

附 則

- 1 当面の間、南八幡高等学校同窓会長は京都八幡高等学校同窓会の副会長を務める。
- 2 当面の間、南八幡高等学校同窓会会計は京都八幡高等学校同窓会の会計を務める。
- 3 この会則は、平成22年1月24日から施行する。